

平成18年(ワ)第590号損害賠償請求事件の弁護士への訴訟行為等の委任に係る公金支出に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成19年6月19日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	妻鹿常男
同	池内静雄

平成18年(ワ)第590号損害賠償請求事件の弁護士への訴訟行為等の委任に係る公金支出に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成19年4月23日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（平成19年2月14日起票の歳出管理票写し、請求書写し、行政文書非公開決定通知書（注）別紙事実証明書については省略した。）の記載によると、氏名不詳の高松市職員は、平成18年(ワ)第590号損害賠償請求事件の弁護士の着手金として、必要もないのに平成19年3月13日に105,000円の公金を違法に支出した事実が認められる。自治体が民事訴訟の当事者となった場合は、地方自治法第153

条第1項の規定に基づいて自治体の長が補助機関である公務員に訴訟を行わせることができるので、公金の無駄遣いのないように高松市長の補助機関たる公務員の中から「指定代理人」を指定して訴訟を行わせるべきである。現に本件訴訟においても、高松市長は、地方自治法第153条第1項の規定に基づいて指定代理人としてA、B、C、D、Eら13名を指定代理人に指定して公務に従事させているのである。更に、高松市住宅課では指定代理人が民事訴訟を進行しているほか、高松市建築指導課においても事実証明書 の通り松山市の松山合同事務所の提起した行政文書非公開決定処分取消請求事件では指定代理人のみで訴訟を進行しているのである。結局、本件公金支出は、地方自治法第242条第1項に規定する違法な公金支出に該当するものであり、地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の各規定にも違反する違法な公金支出である。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、本件公金支出につき責任を有する者に対して損害の補填をさせる等の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求とこれに対する措置

1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は正常に機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求めざるを得ない。

2 高松市長（以下「市長」という。）に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。

第3 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求による監査対象事項は、原告である請求人と被告である高松市（以下「市」という。）間の高松地方裁判所平成18年(ワ)第590号損害賠償請求事件（以下「本件事件」という。）について、市がその訴訟行為等を有償で弁護士に委任する契約（以下「本件委任契約」という。）を締結し、その着手金として金10万5,000円を弁護士に支払ったことが必要のない違法な公金支出として、市に損害を与えることに該当するか否かという事項である。

そして、措置請求の内容は、本件委任契約に基づく着手金の支出につき、責任を有する者に対して、損害の補てんその他の必要な措置を講ずるよう市長に対して勧告することを求めるものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成19年5月18日に証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは、新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、総務部庶務課である。

第4 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員等から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 本件事件の訴えの提起と事案の概要

請求人は、平成18年11月28日、高松簡易裁判所に対し、自らを原告、市を被告として、市に損害賠償金10万円の支払を求める訴えを提起した。

請求人が上記訴えの請求原因において主張する事案の概要は、次のと

おりである。

請求人は、市に対し、行政文書の情報公開請求していたところ、市長は、その請求につき何ら市情報公開条例に規定する非公開事由に該当する事由がないにもかかわらず、平成18年11月8日付け高公緑第156号、同年11月10日付け高庶第150号および高地振第268号ならびに同年11月13日付け高財活第129号により請求人に対し、公開請求に係る行政文書のすべてを非公開とする違法な行政処分を行い、情報公開請求している請求人に多大の精神的苦痛を与え、それを金銭に換算すると、その金額は10万円を下らないとして、国家賠償法第1条に基づき、慰謝料10万円の支払を求めるというものである。

(2) 高松簡易裁判所による本件事件の高松地方裁判所への裁量移送

本件事件は、高松簡易裁判所の管轄に属するものであったため、同簡易裁判所に訴訟提起されたが、同簡易裁判所は、本件事件の全部を、その所在地を管轄する高松地方裁判所に移送するのが相当であると認め、上記訴えを受理して間もない平成18年11月29日付けで、民事訴訟法第18条に基づき、本件事件の全部を職権により高松地方裁判所に移送する旨の決定をし、本件事件は、同地方裁判所平成18年(ワ)第590号損害賠償請求事件として係属するに至った。

(3) 本件事件の訴訟行為を弁護士に委任する契約を締結するに至った経過とその理由

ア 本件事件における市の対応

本件事件の移送を受けた高松地方裁判所は、市に対し、平成18年12月11日付け「口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状」を送付し、平成19年1月22日午後4時20分の口頭弁論期日の呼出しと同年1月15日までに答弁書を提出すべき旨の催告をした。

これを受けた市は、対応を協議した上、本件事件に関する訴訟行為を指定代理人に選任する担当職員に行わせるとともに、弁護士にも委任して担当してもらうことを決定し、同年1月12日に、財産活用課公有財産管理室長を始めとする市関係職員13人を本件事件の訴訟行為を担当する指定代理人に定め、その旨の指定書を高松地方裁判所

に提出するとともに、弁護士にも代理人として訴訟行為を委任することを決定し、弁護士川崎達夫との間で、本件委任契約を締結した。

イ 本件事件の訴訟行為に係る本件委任契約の締結

本件委任契約の内容は、市が、弁護士を市の訴訟代理人と定め、本件事件の訴訟行為一切を弁護士に委任し、その着手金として、消費税および地方消費税の額金5,000円を含め金10万5,000円を、契約成立の翌日から起算して30日以内に支払い、成功報酬金として事件解決後に受任弁護士が定める川崎達夫法律事務所弁護士報酬等基準規程の算定基準の範囲内で両者協議して定めた金額を支払うというものであり、市は、この内容で平成19年2月13日に上記弁護士と本件委任契約を締結したものである。

ウ 本件事件について市が指定代理人のほかに弁護士に訴訟委任した理由

本件事件は、訴額こそ、10万円という少額な事件であるが、その管轄裁判所である高松簡易裁判所が事件受理直後に職権で訴訟の全部を高松地方裁判所に裁量移送していることが証左しているように、市の情報公開制度の運用をめぐる事案で、高度で専門的な法律判断を要する問題を抱えており、市関係職員から選任される指定代理人だけでは到底対応できるものでなかったため、市においては、法律の専門的な知識と能力および経験を有する弁護士による的確な訴訟追行が不可欠であると判断し、市関係職員を指定代理人に選任することと併せて、弁護士による対応を決定し、本件事件の訴訟行為を弁護士に委任した。

エ 本件委任契約手続の適法性とその内容の相当性に関する市の認識

市は、本件委任契約の締結に当たっては、市契約規則等に定める事務処理手続に従い、適正な決裁権者の決裁を受け、締結したものであり、その契約締結手続に何らの違法はないと認識している。

そして、上記着手金額は、弁護士法の一部改正により平成16年3月31日に廃止された香川県弁護士会報酬等基準規程に定める着手金・報酬金の算定基準に倣い、日本弁護士連合会の弁護士の報酬に関する規程第3条の規定により、受任弁護士が定める川崎達夫法律事務

所弁護士報酬等基準規程の算定基準に基づき算出したものであり、市は、本件委任契約の約定に従って、同年3月13日に、本件委任契約の相手方である弁護士川崎達夫に着手金10万5,000円を支払っており、弁護士川崎達夫は、その後、市の訴訟代理人として、本件事件の訴訟行為を担当している。

市は、従前から、弁護士への訴訟委任については、それが裁量権の範囲内で認められる行為であることはもとより、その必要性について、単に訴額および弁護士に対する着手金の多寡だけで判断すべきものでなく、市が行う行政行為の合法性が争われるような重要な事案であるか否かによって、決定すべきものと判断しており、本件事件は、その内容の重要性を考慮すると、その判決の結果いかんによっては、今後の市政運営に影響を及ぼす可能性を有していることから、弁護士への委任は必要不可欠であると判断し、本件委任契約を締結したものであり、適法かつ妥当なものと認識しており、また、着手金の支出額も前述のとおり、従来の香川県弁護士会報酬等基準規程に定められていた着手金・報酬金の算定基準に則っていることから、相当であると認識している。

(4) 訴訟行為を弁護士に委任せず、指定代理人である市職員のみで対応した事例とその理由

市では、現在、市営住宅の使用料不払を理由とする住宅明渡請求事件については、弁護士に訴訟行為を委任せず、市関係職員を指定代理人に選任して、その者だけに訴えの提起から証拠調べに至るまで、すべての訴訟行為を担当させる対応をとっている。

この市営住宅明渡請求事件は、毎年数多く発生し、市では、その対応に苦慮し、種々検討を重ねた結果、住宅使用料不払を理由とする訴訟は定型的なものであるため、市の担当職員でも、相当期間をかけて、専門の法律実務家による教育・指導を受ければ、訴訟追行が可能であると判断したことなどにより、平成8年9月から平成11年3月までの2年7か月間にかけて、この種事件の訴訟に関する実務経験に富む弁護士に訴訟行為を委任し、指定代理人に選任した住宅課職員を同行させ、弁護士

による教育・指導を受けさせることにより，その訴訟行為を習熟させた結果，指定代理人だけでも対応が可能な状況になったものである。

また，松山市の松山合同事務所が高松地方裁判所に提訴した市建築指導課に対する行政文書非公開決定処分取消請求事件は，当該行政文書に係る非公開決定処分について，当該訴訟の原告である公開請求者から異議申立書の提出があり，これを受けた市建築指導課が，市情報公開条例第18条に基づき市情報公開審査会へ諮問していたところ，平成18年7月10日付けで同審査会からの答申があり，その判断理由等や弁護士による行政問題法律相談を利用することなどにより，弁護士に委任せず，市職員のみによっても，訴訟資料等の作成およびその他の訴訟行為を行うことが可能であると判断し，第1審においては，市職員のみで訴訟追行を担当させることを決定し，その方法で対処したが，同裁判所では，平成19年2月19日に市の主張が認められず，敗訴の判決が下され，市は，やむなく控訴を申立て，控訴審では，指定代理人だけではなく，弁護士を市の訴訟代理人と定めて訴訟委任を行い，弁護士による訴訟行為を行ってもらっている。

その結果，市では，現在，市営住宅明渡請求事件以外に指定代理人だけに訴訟行為を担当させている民事訴訟はない。

2 監査委員の判断

(1) 本件委任契約の必要性およびその適法性・相当性について

請求人は，本件事件について，市長は，市職員を指定代理人として選任して訴訟を担当させているので，さらに弁護士に有償で訴訟行為を委任する必要はないにもかかわらず，本件委任契約を締結し，支出の必要のない公金を支出させることとさせており，市に損害を与えている旨主張しているので，まず，この点について検討する。

ア 本件委任契約締結の必要性

本件事件の概要は，「監査により認められた事実」(1)で明らかにしているとおり，原告である請求人が，市に対して情報公開請求していた行政文書について，市が，平成18年11月8日付け高公緑第156号，同年11月10日付け高庶第150号および高地振第268号な

らびに同年11月13日付け高財活第129号により請求人に対し、請求に係る行政文書のすべてを非公開とする行政処分を行ったことは違法であり、情報公開請求している請求人に多大の精神的苦痛を与えており、それを金銭に換算すると、その金額は10万円を下らないので、同金額の慰謝料を請求するというものである。

本件事件は、その訴額こそ、10万円にすぎないものではあるものの、その管轄裁判所であった高松簡易裁判所が、事件受理直後に職権で、その全部を高松地方裁判所に裁量移送していることが証左しているように、市の情報公開制度の運用をめぐる事案で、高度で専門的な法律判断を要する問題を抱える極めて難しい事件であり、「監査により認められた事実」(4)で明らかにしているとおり、確かに住宅課所管の市営住宅明渡請求事件は、現在、住宅課職員を指定代理人に選任して対応しているが、それは、事件自体が、簡易で定型的なものであり、この種の事件の法的処理について、弁護士から事前に十分な教育・指導を受けて習熟した職員が担当することによって可能になったものにすぎず、この実例に照らして、直ちに本件事件の訴訟行為も市担当職員を指定代理人に選任することで対応できると判断するのは早計であると言わざるを得ない。

そして、市は、請求人が主張するとおり、本件事件において、その訴訟行為を担当させるために、関係職員も指定代理人に選任しているが、その職員は、法律に関する専門的な知識や経験を有するものではなく、日常は本来の業務処理を担当していて、時間的余裕も少なく、これに加えて指定代理人としての事務にも精励しなければならないこととなると、本来の業務運営にも支障を来しかねず、職員だけで本件事件の訴訟行為を全うすることは到底対応不可能なものと言わなければならない。

このようなことから、事案の重大性・困難性などに照らすと、本件事件の訴訟追行について、市において、法律の専門的な知識と能力および経験を有する弁護士による的確な訴訟行為追行が必要不可欠なもの判断し、本件事件の訴訟行為を全うするため、これを弁護士に

委任することは、適切・妥当なものとして認められるものと言わなければならない、そのために本件委任契約を締結したことは相当であり、請求人の上記主張は何ら理由がない。

イ 本件委任契約の適法性・相当性

次に、本件委任契約の適法性・相当性について検討すると、市は、本件委任契約の締結については、「監査により認められた事実」(3)の工で明らかにしているとおり、市契約規則等の規定に則り適正な手続により行っており、何ら違法または不当な点は見当らず、また、その着手金は、「監査により認められた事実」(3)の工で明らかにしているとおり、弁護士法の一部改正により平成16年3月31日に廃止された日本弁護士連合会および香川県弁護士会が定める報酬等基準規程の該当規定に倣い、日本弁護士連合会の弁護士の報酬に関する規程第3条の規定により、受任弁護士が定める川崎達夫法律事務所弁護士報酬等基準規程の算定基準に基づき算出され、その報酬金も、同規程に定める報酬基準の範囲内で市と受任弁護士が協議して定めた額とするとされており、いずれも相当かつ妥当なものと認められるので、金額の面から見ても、不必要な公金の支出として市に損害を与えるものとは言えず、また、着手金に係る公金の支出も所定の手続により権限のある決裁権者の決裁を受け、適正に支出されており、公金支出の手続の面から見ても、何ら問題となるものではない。

(2) 本件委任契約の締結における法第232条第1項および第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定違反の有無

請求人が主張する法第232条第1項および第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定は、地方公共団体が、その事務を行うに当たり必要な経費を支出する場合、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという趣旨を明らかにしているものである。

本件委任契約は、前項までで明らかなように、正当な理由によって、適正な手続により締結され、それに約定されている着手金および報酬金額は、「監査により認められた事実」(3)の工で明らかにしているように、いずれも日本弁護士連合会および香川県弁護士会が定める報酬等基準規

程の該当規定に倣って、受任弁護士が定めた川崎達夫法律事務所弁護士報酬等基準規程の算定基準に基づくものとして相当かつ妥当なものと認められ、何ら違法なものではなく、その支出が市に損害を与えるものとは言えないので、請求人が主張する各法の諸規定に違反しておらず、この点に関する請求人の主張には理由がない。

以上、検討のとおり、請求人の主張は、いずれの視点から見ても、理由がなく失当である。

よって、本件監査請求には、理由がないものと判断する。